

会議開催のお知らせ

「平成22年度第2回ひがししらかわ健康なまちづくり推進会議」を下記のとおり開催します。

1 開催日時

平成22年12月14日（火）13時30分～

2 場 所

福島県棚倉合同庁舎 第1会議室

（住所：福島県東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50番地1（2F））

3 内 容

◇議 題

- （1）平成22年度「いのちの学校」体験事業の実施状況について
- （2）平成23年度「いのちの学校」体験事業の計画検討について
- （3）その他

4 問い合わせ先

福島県県南保健福祉事務所総務企画部地域支援課

福島県白河市郭内127番地

電話 0248-22-5447

福島県県南地域保健医療福祉協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制約がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- ウ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- エ 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は係員の指示に従ってください。御不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

